

令和5年第2回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和5年10月30日 開会

令和5年10月30日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 8 号(10月23日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○広域連合長あいさつ	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定について	4
○山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙について	5
○認定第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○認定第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議決事件の条項、字句等の整理	24
○閉会	24
○会議録署名	25

令和5年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第8号

令和5年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年10月23日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 上村 英司

記

1 期 日 令和5年10月30日（月）午後2時00分

2 場 所 山梨県自治会館 1階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員（25名）

1番 金丸 三郎	2番 戸田 元	3番 奥秋 保
4番 土屋 裕紀	5番 藤本 実	6番 木内 吉英
7番 小池 伸吾	8番 清水 敏行	9番 金丸 寛
10番 山田 宏司	12番 相沢 俊行	13番 薬袋 正
14番 高尾 貫	15番 米山 久志	17番 遠藤 高芳
18番 小林 和良	19番 河住 保茂	20番 白井 勝光
21番 梅原 浩一	22番 天野 弥一	23番 高村 明成
24番 三浦 秀康	25番 倉沢 鶴義	26番 中川 勇
27番 守屋 旭		

不応招議員（2名）

11番 内田 倫弘	16番 山下 利彦
-----------	-----------

令和5年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年10月30日（月）午後2時00分開会

- 日程第1号 会議録署名議員の指名
- 日程第2号 会期の決定
- 日程第3号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙について
- 日程第4号 認定第1号 令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5号 認定第2号 令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6号 議案第9号 令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第7号 議案第10号 令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8号 議案第11号 訴訟上の和解について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第8まで議事日程に同じ

出席議員（25名）

1番 金丸 三郎	2番 戸田 元	3番 奥秋 保
4番 土屋 裕紀	5番 藤本 実	6番 木内 吉英
7番 小池 伸吾	8番 清水 敏行	9番 金丸 寛
10番 山田 宏司	12番 相沢 俊行	13番 葉袋 正
14番 高尾 貫	15番 米山 久志	17番 遠藤 高芳
18番 小林 和良	19番 河住 保茂	20番 白井 勝光
21番 梅原 浩一	22番 天野 弥一	23番 高村 明成
24番 三浦 秀康	25番 倉沢 鶴義	26番 中川 勇
27番 守屋 旭		

欠席議員（2名）

11番 内田 倫弘 16番 山下 利彦

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	上村 英司	代表監査委員	中澤 俊雄
事務局長	尾形 武徳	事務局次長	渡邊 滋人
業務課長	金子 智奈美	会計管理者	石川 祐実
保健事業担当リーダー	山下 慎介	資格管理担当リーダー	樋川 雄貴

給付担当リーダー 神谷 智則

事務局職員出席者

書記長 雨宮 幸司 書記 佐藤 紗世 書記 渡辺 晃志

【開 会】

開会 午後2時00分

●副議長(高村明成)

皆様、大変ご苦労様です。副議長の高村でございます。

さて、藤本実議長につきましては、令和5年7月26日で任期満了となり、現在、議長が不在であります。地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を務めます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから、令和5年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

議員定数27人のうち、本日の出席議員は24人でございます。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●副議長(高村明成)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、ご報告申し上げます。

11番 内田倫弘議員、16番 山下利彦議員より欠席の届けがありました。また、22番 天野弥一議員から、遅れるとの連絡がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項及び199条第9項の規定に基づく、監査委員からの例月出納検査の報告は、お手元に配布のとおりです。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

報道機関等から、写真撮影の申し出があります。これを許可することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●副議長(高村明成)

異議なしと、認めます。よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【広域連合長あいさつ】

●副議長(高村明成)

ここで、上村広域連合長から、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●副議長(高村明成)

上村広域連合長。

○広域連合長(上村英司)

皆様、こんにちは。広域連合長の上村英司でございます。

令和5年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙中の中ご出席を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、山梨県における後期高齢者人口ですが、令和5年4月1日現在、137,236人で全人口の約17%となっております。団塊の世代と言われる方々の加入により、昨年度に比べましても4,571人と急激な増加をしております。

長引く少子高齢化社会の中で、国では、全世代型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、先の国会では後期高齢者医療制度から出産育児一時金の一部を支援すること、また、高齢者負担率の見直し等が審議され、健康保険法の一部改正が行われたところであります。一部を除き令和6年4月1日施行となっております。制度の運用に当たりましては、構成市町村の皆さまとの連携を密にし、より丁寧な広報活動に努めて行く所存でございます。

今年度は、令和6年・7年度の保険料率見直しの年度であります。法令改正や被保険者の増加、高度化する医療に伴う給付額の増加など、さまざまな課題がございます。算定にあたりましては、安定した制度の維持が図られるよう山梨県や関係機関との十分な協議をし、決定して行きたいと考えております。

また、現在「保健事業実施計画」を作成中ではありますが、これはレセプトデータ、健康診査、介護データなど詳細な情報を分析し、被保険者の皆様の健康保持増進に繋げることを目的としております。

さまざま取り組みを実施しておりますが、いずれにいたしましても後期高齢者の皆様が、安心して医療が受けられるよう、職員一同、鋭意努力してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、令和4年度決算の認定案など計5議案を提案させていただいております。何とぞ十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【会議録署名議員の指名】

●副議長(高村明成)

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、1番 金丸三郎議員、15番 米山久志議員を指名します。

【会期の決定について】

●副議長(高村明成)

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●副議長(高村明成)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙について】

●副議長(高村明成)

次に、日程第3「山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙について」を議題といたします。

選挙の方法については、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●副議長(高村明成)

異議なしと認めます。よって、議長の選挙は、指名推選といたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●副議長(高村明成)

異議なしと認めます。よって、副議長において指名することにいたしました。

それでは、指名いたします。山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長に、木内吉英議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました木内吉英議員を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●副議長(高村明成)

異議なしと認めます。よって、木内吉英議員が、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選いたしました。

木内吉英議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、この場で当選を告知いたします。

ここで、当選されました木内吉英議長より、あいさつをお願いいたします。

●議長(木内吉英)

ただいま、当選の告知をいただきました葦崎市の木内吉英でございます。

このたびは、皆様方より、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長にご推挙いただきまして、誠にありがとうございます。

私は2年間、当議会の議員としてお世話になっておりました。10月1日の葦崎市議会選挙において三度目の当選をさせていただき、再度この議会にお世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

後期高齢者医療制度の適正な運営がされるよう、議会の責務を十分認識し、公正で円滑な運営に万全を期したいと考えております。

今後とも、皆様のご支援ご協力を心よりお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

●副議長(高村明成)

ありがとうございました。

それでは、議長が決定いたしましたので、交代をいたします。

皆様におかれましては、議事進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

木内吉英議長、議長席にお願いいたします。

【日程第4 認定第1号】

●議長(木内吉英)

よろしくをお願いいたします。

次に、日程第4 認定第1号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

審議に先立ち、監査委員から、認定第1号及び第2号についての決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

はい、中澤俊雄代表監査委員。

○代表監査委員(中澤俊雄)

令和5年7月20日に上村広域連合長から選任の辞令交付を受け、代表監査委員に就任しました身延町の中澤俊雄でございます。監査委員として重責を担うことになりましたが、職務に専念してまいりたいと考えてございますので、議員の皆さま方にはご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和4年度決算審査の結果について報告をいたします。

審査は、令和5年8月21日に午後1時30分より、内田監査委員と共に広域連合事務室において行いました。

審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び証書類と照合しながら実施したところでございます。

審査に付された歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。

また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認めました。

意見としましては、次のとおり提出をいたしました。お手元の「資料1-1別冊決算審査意見書」の8ページをご覧ください。

一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費については、その多くが市町村からの負担金によるものであり、市町村の負担軽減を図る意味でも、引き続き経常経費の節減に取り組まれない。

令和4年度の保険料については、平成26年度から8年間据え置いてきた保険料率を改定したところだが、前年度に引き続き収納率が向上しており、各市町村が収納対策への取組み強化に努めた結果であると考えられる。今後も被保険者の状況に留意しつつ、負担の公平性の観点からも市町村と連携した収納対策に努められない。

令和4年度の医療費等の状況については、被保険者数が2.69%、一人当たりの医療費が2%の増加となっている。

令和4年10月から一定の所得がある人の医療費窓口負担割合が1割から2割に

引き上げられたにもかかわらず、医療給付費は増加傾向にある。生活習慣病の増加や医療の高度化に加え、団塊の世代が被保険者となりはじめたことから、今後も医療費のより一層の増加が予測されることから、後期高齢者医療制度をいかに持続可能な制度としていくかが重要な課題となっている。

来年度から出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度から支援することとなった。加えて、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じになるように高齢者負担率の設定方法も見直され、保険料率算定に大きな影響が生じる。

これまで以上に医療保険者としてより一層の責任と役割を担い、安定的かつ持続的な制度運営を行うことが求められるため、引き続き被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう、国や県、市町村と緊密に連携を図り、効果的・効率的な事務執行と組織運営に取り組むとともに、今後も規律ある財政運営がなされるよう努められたい。

以上の意見を広域連合長に提出いたしました。

報告を終わります。

●議長(木内吉英)

監査委員から監査結果の報告が終わりました。

引き続き、認定第1号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

はい、尾形事務局長。

○事務局長(尾形武徳)

それでは、説明させていただきます。

認定第1号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

内容につきましては、渡邊事務局次長からご説明を申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

渡邊事務局次長。

○事務局次長(渡邊滋人)

よろしく申し上げます。

それでは、認定第1号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明させていただきます。

資料1「山梨県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」に内容の詳細を載せさせておりますので、こちらでご説明をさせていただきます。資料1の8ページ、9ページの「令和4年度一般会計歳入決算事項別明細書」をご覧ください。

始めに、歳入についてであります。調定額、収入済額とも同額となっておりますので、収入済額でご説明します。

1款「分担金及び負担金」1項「負担金」1目「市町村負担金」1節「事務費負担金」は、5億2,338万4,973円であります。内容といたしましては、事務費共通経費負担金として、構成27市町村から5億2千万円、広域連合専用のシステム

端末の追加設備分といたしまして12市町村から338万4,973円を納入していただいたものであります。

2款「財産収入」1項「財産運用収入」1目「利子及び配当金」1節「利子及び配当金」は、2,166円であります。内容といたしましては、財政調整基金の利息分であります。

3款「繰入金」1項「基金繰入金」1目「財政調整基金繰入金」1節「財政調整基金繰入金」は、355万円あります。内容といたしましては、第三者行為による訴えの提起にかかる費用を財政調整基金から繰入たものでございます。

同じく3款「繰入金」2項「特別会計繰入金」1目「特別会計繰入金」1節「特別会計繰入金」は、16万4,450円あります。内容といたしましては、会計年度任用職員増員に伴い、内部情報系パソコン初期費用にかかる分といたしまして、特別会計から繰入したものであります。

4款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」1節「繰越金」は、3,725万8,050円あります。内容といたしましては、前年度からの繰越金であります。

5款「諸収入」1項「預金利子」1目「預金利子」1節「預金利子」は、6,124円あります。内容といたしましては、一般会計の普通及び定期預金の利子であります。

10ページ、11ページをご覧ください。

5款「諸収入」2項「雑入」1目「雑入」1節「雑入」は、17,196円あります。内容といたしましては、療養費支給申請書交付手数料、山梨県国民健康保険団体連合会からの派遣職員の労働保険料にかかる負担分であります。

下欄をご覧ください。歳入合計は、予算現額5億6,441万9千円に対しまして、調定額、収入済額ともに、5億6,438万2,959円となっております。

以上が歳入の詳細となります。

次に、12ページ、13ページの「令和4年度一般会計歳出決算事項別明細書」をご覧ください。

歳出につきましては、支出済額でご説明いたします。

1款「議会費」1項「議会費」1目「議会費」は、110万5,492円となっております。主なものといたしましては、議員27名の報酬及び費用弁償でございます。令和4年度につきましては、臨時会1回、定例会を2回開催いたしました。

次に、2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」の支出は、1億5,816万5,364円となっております。

備考欄をご覧ください。この、1目「一般管理費」につきましては、「01 一般管理事務」から15ページの「05 情報管理事務」の5つの事業に分けて記載しておりますので、そちらでご説明させていただきます。

12ページ、13ページにお戻りください。

「01 一般管理事務」事業は、広域連合の職員の給与負担金や事務的経費となります。1億3,848万1,018円を支出しております。主なものといたしましては、「3節 職員手当等」451万462円は、派遣職員の通勤手当や時間外勤務手当などあります。

「7節 報償費」121万7,615円は、第三者行為による交通事故によって代位取得した損害賠償請求金の支払いに対する訴訟費用であります。なお、訴訟が継続中であったことから、令和4年度内の終了が見込めないため、238万2千円を繰越

明許費として繰り越すものであります。

「13節、使用料及び賃借料」201万4,726円は、会議室等借上料、コピー機等機器レンタル料などであります。

14ページ、15ページをご覧ください。

「18節 負担金、補助及び交付金」1億3,009万7,854円は、派遣職員20名分の給与等負担金であります。

続きまして、「02 文書管理事務」事業は、情報公開・個人情報保護審査会及び文書管理に要する経費であります。122万6,053円を支出しております。主なものといたしましては、「12節 委託料」108万4,600円は例規集の更新データ作成業務委託でございます。

続いて、「03 財務管理事務」事業は、財務会計及び公会計システム運用に要する経費でございます。213万500円を支出しております。主なものといたしましては、「12節 委託料」63万2,500円は公会計システム保守業務委託料であります。「18節 負担金、補助及び交付金」138万8千円は、市町村共同利用財務会計システム負担金であります。

続きまして、「04 財産管理事務」事業は、広域連合の施設や公用車の財産管理に要する経費であります。765万9,947円を支出しております。主なものといたしましては、「10節 需用費」113万477円は、公用車2台の燃料代、事務所の電気料であります。「13節 使用料及び賃借料」596万420円は、自治会館事務室借上料、公用車借上料などあります。

続きまして、「05 情報管理事務」事業は、広域連合の内部情報系システムに要する経費であります。866万7,846円を支出しております。主なものといたしましては、「12節 委託料」290万4千円は、内部情報系システム保守委託料であります。「13節 使用料及び賃借料」537万8,846円は、内部情報系用パソコン及びサーバーのリース料などあります。

16ページ、17ページをご覧ください。

2款「総務費」1項「総務管理費」2目「公平委員会費」及び2款「総務費」2項「選挙費」1目「選挙管理委員会費」については予算計上してはいたしましたが、公平委員会に付す案件、選挙に至る案件などの事務がなかったため、執行していません。

続きまして、2款「総務費」3項「監査委員費」1目「監査委員費」23万2,848円は、監査委員2名分の報酬及び費用弁償であります。

3款「民生費」1項「社会福祉費」1目「老人福祉費」3億4,636万4,071円は、電算システムの保守及びリース料、国保連合会への療養費審査支払手数料や被保険者への医療費通知の通信費として特別会計への繰出し分となります。

4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」3,627万5,166円は、財政調整基金への積立金であります。

続きまして、5款「予備費」1項「予備費」1目「予備費」につきましては、予算計上してはいたしましたが、突発的な支出に対応することがなかったため、執行していません。

18ページ、19ページをご覧ください。

下欄をご覧ください。歳出合計は、予算現額5億6,441万9千円に対しまして、支出済額5億4,214万2,941円、繰越明許費238万2,000円、不用額1,989万4,059円となっております。

以上が、歳出の詳細となります。

引き続き、一般会計の「実質収支に関する調書」であります。

22ページをご覧ください。

歳入総額5億6,438万2,959円、歳出総額5億4,214万2,941円、歳入歳出差引額2,224万18円であります。

翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額は238万2,000円あり、実質収支額は1,985万8,018円となっております。

引き続きまして、57ページをご覧ください。

「令和4年度財産に関する調書」のご説明をさせていただきます。内容につきましては、58ページ、59ページになりますので、ご覧ください。

1 公有財産。公有財産はありません。

2 物品。物品につきましては、レセプト保管用平行移動書庫一式となります。

3 債権。債権はありません。

4 基金。(1) 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金は、前年度末現在高1億1,266万9千円、決算年度中増減高は3,272万5千円の増、決算年度末現在高1億4,539万4千円となっております。

(2) 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付基金は、前年度末現在高1億9,078万2千円、決算年度中増減高は1億9,077万5千円の減、決算年度末現在高は7千円となっております。

(3) 山梨県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金は、前年度末現在高1億2,131万4千円、決算年度中増減高は1億2,130万7千円の減、決算年度末現在高7千円となっております。

以上が「令和4年度財産に関する調書」であります。

以上で、認定第1号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(木内吉英)

事務局の説明が終わりました。ただいまから、認定第1号の質疑を行います。質疑はございますか。

『「質疑なし」の声』

●議長(木内吉英)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し討論に入ります。討論はございますか。

『「討論なし」の声』

●議長(木内吉英)

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。認定第1号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、認定第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

【日程第5 認定第2号】

●議長(木内吉英)

次に、日程第5 認定第2号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局に説明を

求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

はい、尾形事務局長。

○事務局長(尾形武徳)

それでは、説明をさせていただきます。

認定第2号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

内容につきましては、金子業務課長から説明を申し上げます。以上でございます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

はい、金子業務課長。

○業務課長(金子智奈美)

令和4年度特別会計の決算について、説明させていただきます。

特別会計は、医療の給付に関する収支が主なものとなります。議案では7ページからになりますが、説明は資料1の決算書の方で行います。

決算書の23ページからが特別会計ですが、初めに26・27ページ、こちらの歳入合計の方をご覧ください。

予算現額1,109億1,112万8千円、調定額1,111億7,076万7,928円、収入済額1,111億5,850万2,151円、不納欠損額29万4,257円、収入未済額1,197万1,520円となっております。

収入済額は、総額で令和3年度に比べ23億863万5,264円、率にしまして2.1%の増加となっております。

次に、決算書の28・29ページ、下の方の歳出合計の方をご覧ください。

予算現額1,109億1,112万8千円、支出済額1,104億9,739万8,039円、不用額4億1,372万9,961円となっております。

支出済額は、総額で令和3年度に比べ41億5,592万2,358円、率にして3.9%の増加となっております。

次に、詳細につきまして、31ページ以降の事項別明細書の方で説明をいたしますが、1千億円以上という予算規模のため、すべての項目について詳しく説明する時間がございませんので、歳入につきましては、節において収入済額が1億円を超える所を主に説明させていただきます。なお、32から39ページ中段の1款から9款まで、こちらの方調定額と収入済額が同額となっておりますので、収入済額のみで説明の方させていただきます。また、備考欄に節の主な内容等を記載してございますので、ご参照いただければと思います。

それでは、32・33ページの方をお願いいたします。

1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」は、医療の給付に係る市町村の負担金となります。

1目・1節「保険料等負担金」85億4,575万3,902円は、各市町村で収納いたしました保険料の相当額となります。

2目「療養給付費負担金」1節「現年度分」84億8,037万4,201円は、療養給付費の12分の1にあたる市町村が負担すべき定率負担分となっております。

3目・1節「保険基盤安定負担金」21億3,372万9,331円は、保険料の均等割軽減の財源であり、備考欄の県4分の3分の16億29万6,990円は、一旦市町村の方で受入れ、市町村の4分の1分である5億3,343万2,341円と併せて負担することとなっております。

2款「国庫支出金」は、医療の給付に係る国の負担金と補助金です。1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」261億2,189万3,647円は、国が負担すべき定率負担分で、療養給付費の12分の3分に相当する額になります。

2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」5億7,504万7,033円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の4分の1分を国が負担するものです。

2項「国庫補助金」1目・1節「調整交付金」94億8,886万8千円は、各広域連合間の財政力不均衡を調整するもので、医療給付費の概ね12分の1分を交付されます。普通が92億5,619万5千円、特別が2億3,267万3千円となっております。

34・35ページをお開きください。

3款「県支出金」は、医療の給付に係る県の負担金と補助金等であります。1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」84億3,192万1,665円は、療養給付費の12分の1分にあたり、県が負担すべき定率負担分です。

2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」5億7,504万7,033円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の4分の1分を国と同様に県が負担するものです。

36・37ページをお開きください。

4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、給付費用の10分の4相当額にあたります。この交付金は、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を各都道府県の医療費に基づき、支払基金が広域連合に交付するものです。1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」433億2,200万530円は、備考欄にもありますが、前年度分返還額5億317万6,470円を相殺してあります。

7款「繰入金」は、1項・1目「一般会計繰入金」1節「事務費繰入金」3億4,636万4,071円は、市町村からの事務経費の負担金となります。一旦一般会計で受け入れたものを、特別会計へ繰り出しております。

2項「基金繰入金」1目・1節「後期高齢者医療給付基金繰入金」1億9,078万円は、後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、財政の適正かつ健全な運営に資する目的で設置された基金で、保険料で充てるべき医療給付に要する費用等の財源に充てるため繰り入れたものとなっております。

38・39ページをお開きください。

2目・1節「保健事業等支援基金繰入金」1億6,684万円は、被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業に要する費用の財源を確保する目的で設置した基金で、年度末の保健事業に要する費用の支払いに充てるため一旦繰り入れたものとなっております。

8款「繰越金」1項・1目・1節、25億839万1,206円は、令和3年度繰越金です。備考欄のとおり、令和3年度に概算で交付された国・県等の返還額24億6,286万211円が含まれております。

10款「諸収入」は、延滞金、加算金及び過料、預金利子、雑入です。

40・41ページにまたがりませんが、3項「雑入」1目「第三者納付金」は、交通事故等の第三者行為に係る医療費についての加害者からの納付金となっております。

1節「現年度分」は、調定額1億3,032万6,420円に対し、収入済額1億2,778万6,420円、こちらが110件分となっております。収入未済額が254万円となっております。

2節「過年度分」は、調定額697万9,180円、収入済額50万4,000円、収入未済額647万5,180円となっております。

収入未済額につきましては、保険未加入などによる個人請求8人分の未収金となっておりますが、分納誓約等を結び、分割納付中となっております。

2目「返納金」は、所得の更正等で負担区分が変更になった方から高額医療費、医療給付費等を返還していただくものです。

1節「現年度分」は、調定額1,232万6,390円、収入済額1,153万5,363円、収入未済額79万1,027円、こちらが13件分となっております。

2節「過年度分」は、調定額323万83円、収入済額77万513円です。

不能欠損額29万4,257円、こちらは4件分となっておりますが、いずれも請求権の時効を迎えたものとなっております。

収入未済額は、216万5,313円で、16件分です。

返納金の未納者に対しましては、再度文書を送り、納付のお願いをしております。また、臨戸訪問により直接納付をお願いし、一括納付が困難な場合は分納誓約をしてもらうなど、安易に不能欠損をしない対応を取っております。

42・43ページをお開きください。

歳出につきましても、節において支出済額が1億円を超える所を主に説明いたします。備考欄に節の主な支出項目を記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、運営に係る事務経費です。12節「委託料」2億3,147万268円となっております。主な理由といたしまして、44・45ページの方をお開きください。備考欄の10になります。国保連合会委託事務、こちらの方が、1億2,497万2,639円となっております。

2款「保険給付費」は、被保険者に対する医療費等で、給付費用となります。歳出全体の97.9%をしめており、審査支払手数料以外は18節「負担金補助及び交付金」となっております。1項「療養諸費」1目「療養給付費」は、入院、外来、歯科等の給付費で1,006億7,277万5,872円となっております。

46・47ページをお開きください。

2目「訪問看護療養費」は6億531万2,359円で、件数は8,106件となっております。

5目「審査支払手数料」11節「役務費」3億481万9,584円は、国保連合会に委託している審査支払に係る経費となっております。1件82円で、件数は371万7,312件となっております。

6目「療養費」9億2,684万4,990円は、補装具、柔道整復等の給付です。

支払件数は、6万5,135件となっております。

2項「高額療養諸費」1目「高額療養費」51億4,767万7,310円は、窓口で支払う自己負担分が所得に応じて定められた自己負担限度額を超えたものについて給付するもので、24万8,888件分となっております。

2目「高額介護合算療養費」1億279万886円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払っている一部負担金分の1年間の合計額が一定の負担額を超えたものについて給付するもので、支給件数は8,755件となっております。

48・49ページにまたがりませんが、3項「その他医療給付費」1目「葬祭費」4億3,300万円は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行う者に、葬祭費として5万円を給付するものです。給付件数は、8,660件となっております。

4款「保健事業費」は、被保険者に対する保健事業の費用になります。1項「健康保持増進事業費」1目「健康診査費」1億743万2,000円は、市町村が実施した健康診査事業・歯科健康診査事業の補助金になります。

次に50・51ページの下から52・53ページにまたがりませんが、7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」は、国・県への償還等の支出金と保険料を還付するときの加算金であり、2目「償還金」22節「償還金、利子及び割引料」、こちらが15億8,514万9,881円は、令和3年度の療養給付費等の精算に伴う返還金で、国庫支出金分が14億1,577万3,785円、県支出金分が1億6,937万6,096円となっております。

最後に、56ページの実質収支に関する調書の方をご覧ください。

歳入総額1,111億5,850万2,151円から歳出総額1,104億9,739万8,039円の差引額6億6,110万4,112円が、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、実質収支額となっております。

以上が令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の詳細となります。よろしくお願いたします。

●議長(木内吉英)

はい、事務局の説明が終わりました。これより認定第2号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長(木内吉英)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長(木内吉英)

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。認定第2号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の議員の挙手を求めます。はい、挙手全員でございます。よって認定第2号は、原案のとおり認定されました。

【日程第6 議案第9号】

●議長(木内吉英)

次に、日程第6 議案第9号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計

補正予算（第1号）」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

はい、尾形事務局長。

○事務局長(尾形武徳)

それでは、説明をさせていただきます。

議案第9号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について」であります。

歳入歳出それぞれ、補正予算額は、1,990万7千円の追加であります。

内容につきましては、渡邊事務局次長より、ご説明を申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

はい、渡邊事務局次長。

○事務局次長(渡邊滋人)

議案第9号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について」ご説明させていただきます。資料3「山梨県後期高齢者医療広域連合令和5年度補正予算説明書」に内容の詳細を記載させていただいておりますので、こちらでご説明させていただきます。

資料3の6ページ、7ページをご覧ください。

3款「繰入金」2項「特別会計繰入金」1目「特別会計繰入金」1節「特別会計繰入金」を5万円増額し、41万2千円とするものであります。

これは、特別会計で歳入される国庫補助金のうち、会計年度任用職員の増員に伴い、一般会計で支出に充てる分を、特別会計より繰入れるものでございます。

4款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」1節「繰入金」を1,985万7千円増額し、1,985万8千円とするものであります。

これは、令和4年度の決算による剰余金が1,985万8,018円となるため、これを予算に反映したものであります。

次に歳出についてご説明いたします。8ページ、9ページをご覧ください。

2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」3節「職員手当等」を92万7千円、17節「備品購入費」を5万円を、それぞれ増額し、1億7,674万2千円とするものであります。

3節「職員手当等」につきましては、高額療養費配慮措置による業務が増大しているため、職員の時間外勤務手当の増額分として、17節「備品購入費」につきましては、新規会計年度任用職員1名分の事務机それから椅子購入費用として計上しております。

3款「民生費」1項「社会福祉費」1目「老人福祉費」27節「繰出金」を70万5千円増額し、4億6,383万6千円とするものであります。

これは、高額療養費配慮措置分等の増大による支給決定通知用圧着はがき9万枚追加費用分として特別会計へ繰り出すものであります。

4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」24節「積立金」を1,822万5千円増額し、2,177万7千円とするものであります。

これは、地方財政法の規程により、前年度決算に伴う繰越金を積み立てるものであります。なお、繰越金につきましては、このたびの歳出補正の必要な額に充て、残つ

た分を積み立ております。

令和5年度一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,990万7千円を追加し、それぞれ6億6,499万4千円とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●議長(木内吉英)

事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第9号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

14番高尾議員。

●14番議員(高尾貫)

すいません。お伺いさせてください。

今の9ページのですね、時間外勤務手当の関係ですけれども、92万7千円ですが、働き方改革などが国でも相当指導されておりますけれども、1人当たりの時間外勤務の最高・最低・平均の時間を教えてください。

また、36協定を結んでいるのか、結んでいるとすれば、年間通しての協定なのかどうか、それも含めて教えてください。

●議長(木内吉英)

暫時休憩いたします。再開を3時10分といたします。はい、暫時休憩。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時10分

●議長(木内吉英)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

渡邊事務局次長。

○事務局次長(渡邊滋人)

はい。休憩前のご質問に対し、お答えします。この半年間の合計時間となりますが、1人当たりの時間外勤務の最高は77時間になります。最低は0時間です。平均は21時間です。

それから、36協定ですが、地方公務員におきましては、限定列挙されており、業種によっては協定を締結する必要があるのですが、山梨県後期高齢者医療広域連合の職務にあたっては、36協定は該当しないというような形になっております。よろしくお願いいたします。

●議長(木内吉英)

他にございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長(木内吉英)

はい。質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長(木内吉英)

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員でございます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決することと決定いたしました。

【日程第7 議案第10号】

●議長(木内吉英)

次に、日程第7 議案第10号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

はい、尾形事務局長。

○事務局長(尾形武徳)

それでは、説明をさせていただきます。

議案第10号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳入歳出それぞれ、補正予算額は、8億6,892万5千円の追加であります。

内容につきましては、金子業務課長より、説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

はい、金子業務課長。

○業務課長(金子智奈美)

議案第10号「令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。議案書の21ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6,892万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,138億2,028万5千円とするものです。

内容説明につきましては、資料3の補正予算説明書の方で行わせていただきます。

補正予算説明書の16・17ページの方をお開きください。

この補正予算は、国等の内示通知、保健事業等の提出実績と給付事業の実績に伴うものとなっております。

節で増減するところを主に説明させていただきます。

歳入、1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」1目・1節「保険料等負担金」6,247万6千円の増額は、保険料収納見込み額の増加に伴うものでございます。

2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」2目「高額医療費負担金」2節「過年度分」3,181万5千円の増額は、前年度精算による不足額の追加交付となっております。

2項「国庫補助金」1目・1節「調整交付金」438万2千円の増額は、長寿・健康増進事業の追加に伴います増額補正となっております。

3款「県支出金」1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」2節「過年度分」4,845万1千円の増額は、前年度精算による不足額の追加交付となっております。

2目「高額医療費負担金」2節「過年度分」3,181万5千円の増額も、前年度精算による不足額の追加交付でございます。

4款1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」2節「過年度分」2, 817万8千円の増額も、前年度精算に伴います増額補正となっております。

7款「繰入金」1項・1目「一般会計繰入金」1節「事務費繰入金」70万5千円の増額は、支給決定通知書用の圧着ハガキ印刷代の財源分を一般会計より繰り入れるものとなっております。

8款・1項・1目・1節「繰越金」6億6, 110万3千円は、令和4年度決算余剰金の繰越しのための補正となっております。

18・19ページをご覧ください。

歳出でございます。1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」10節「需用費」70万5千円は、支給決定として使用する圧着ハガキ9万枚の追加印刷代となっております。昨年10月から開始となりました窓口2割負担者への高額療養費の配慮措置分など通知発行数の増加に伴い、不足が見込まれるため追加で印刷するものとなっております。

2款「保険給付費」1項「療養諸費」と2項「高額療養諸費」は財源の更正となっております。

4款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」2目「その他健康保持増進費」17節「備品購入費」4万4千円の増額は、一体的な実施事業に従事する保健師の増員に伴います電話機増設のための経費となっております。

18節「負担金、補助及び交付金」428万8千円の増額は、健康増進事業の追加申請に伴う補助金の増額補正となっております。

20・21ページにまたがりませんが、5款・1項「基金積立金」2目「保健事業等支援基金積立金」1億6, 684万円は、令和4年度末に支払い準備のため一時的に同額を取崩しましたが、令和4年度決算において、保健事業へ充てる必要がないことが判明したため、再度、同額を積み立てるものとなっております。

7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」2目「償還金」6億9, 699万8千円は、国庫支出金の前年度精算による超過額等に対する償還金となります。

2項「繰出金」1目「一般会計繰出金」5万円は、保健師1名の増員用の机と椅子の購入費として一般会計へ繰り出すものです。

以上が議案第10号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の説明となります。よろしくお願いたします。

●議長(木内吉英)

事務局の説明が、終わりました。

これより、議案第10号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

19番河澄議員。

●19番議員(河澄保茂)

はい、すいません。ちょっとお尋ねします。19ページのですね、保健事業費の中の、「01 その他の健康保持増進費」ってありますが、具体的にちょっと内容の説明をお願いできますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

山下担当リーダー。

○保健事業担当リーダー(山下慎介)

失礼いたします。保健事業担当のリーダーをしております山下と申します。よろしくお願いたします。

今回挙げさせていただきましたその他健康保持増進事業という事業につきましては、健康相談・健康教育といった住民を対象としました健康増進事業を行っております市町村に対する広域連合からの補助金になっております。具体的に今回挙げさせていただきました補助の事業につきましては、健診の未受診者に対する受診勧奨通知を発送する事業、及び健診の結果を返却するにあたりまして説明会を開催する事業、この二つの事業につきまして補助金を交付する事業となっております。以上です。

●議長(木内吉英)

他に質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長(木内吉英)

はい、質疑なしです。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長(木内吉英)

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり認定することに、賛成の議員の挙手を求めます。はい、挙手全員でございます。よって、議案第10号は、原案のとおり認定されました。

【日程第8 議案第11号】

●議長(木内吉英)

次に、日程第8 議案第11号「訴訟上の和解について」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

尾形事務局長。

○事務局長(尾形武徳)

それでは、説明させていただきます。

議案第11号は、「訴訟上の和解について」であります。平成30年12月に起きました交通事故によるもので、損害賠償請求権に基づき、令和4年7月に訴えを提起しました訴訟上の和解を議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、金子業務課長より、説明を申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

はい、金子業務課長。

○業務課長(金子智奈美)

「議案第11号 訴訟上の和解について」説明をさせていただきます。

議案集の27ページをご覧ください。

「訴訟上の和解について」別紙のとおり訴訟上の和解をすることについて、地方自

治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案の理由といたしましては、山梨県後期高齢者医療広域連合が、令和4年7月に訴えを提起した求償請求事件について、訴訟上の和解をしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

事件の要旨について説明をいたします。28ページの「3 事件の要旨」をご覧ください。

平成30年12月26日に当広域連合の被保険者（以下「被害者」という。）が、横断歩道を歩行横断中、被告が運転する普通乗用車に衝突され、受傷、その後、寝たきりの状態となっております。

被告の加入する損害保険会社からは、被害者の治療に保険証を使う旨の届出があり、広域連合が保険給付した額は、損害保険会社へ請求することとなっております。

2年後、被害者のご家族あてに損害保険会社から症状固定以降の入院治療費には対応しないとの連絡があったため、被害者側は、症状固定後の治療であっても加害行為と相当因果関係があり、治療を続けなければ症状が悪化するとの理由で、令和3年に被告に対し、事故日から平均余命までの医療費全額を含めた損害賠償請求の訴訟を起こしました。

被告側は、広域連合が訴訟に参加しないということは、症状固定後の治療について9割の保険給付を認めたということであり、被害者側の損害についても1割分になると主張しておりました。

このため、広域連合も令和4年7月に事故日から症状固定日までの治療費1,615万3,783円を含めました2,870万7,001円の支払いを求める訴えを提起いたしました。

この後、令和5年1月17日の口頭弁論において、被害者の提起した訴訟事件と広域連合の提起した訴訟事件は、1つの事件として併合され審理されることとなりました。

なお、広域連合の請求額については、訴えを提起した後の令和5年8月分までの治療費を含め、3,623万4,407円に増額しております。

4 和解の内容についてですが、(1)被告は、被害者に対し、既払金のほか、本件事故による損害賠償債務として8,100万円の支払義務があることを認める。こちらは、被害者が最初に主張しました事故日から症状固定日までの医療費の自己負担分と、それ以降平均余命までの医療費全額を含めた損害賠償額となっております。

(2)被告は、広域連合に対し、本件事故による求償債務として1,615万3,783円の支払義務があることを認める。こちらは、広域連合が給付した事故日から症状固定日までの治療費の総額となっております。

(3)被告は、広域連合に対し、前項の金員を令和5年12月14日限り、広域連合が指定する口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は、29ページの方に移りますが、被告の負担とする。

(4)被害者および広域連合は、その余の請求を放棄する。

(5)被害者、広域連合及び被告は、被害者と被告及び広域連合と被告との間には、本件交通事故に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(6)訴訟費用は各自の負担とする。

5 和解の理由といたしましては、本事件は、甲府地方裁判所から和解案が提示されたこと、和解案の内容については、原告側として、これまで主張してきたことに沿った内容であること、及び被害者が受ける損害賠償金のうち将来介護（治療）費相当分から、広域連合の給付した治療費を広域連合へ支払う旨の協定書を交わすことで被害者の方と合意したことを踏まえ、和解しようとするものでございます。

別冊の資料4の訴訟上の和解に関する補足資料の方をご覧ください。

1 ページでございます。こちらが被害者と広域連合で合意しております協定書の内容となっております。

被害者（以下「甲」という。）と広域連合（以下「乙」という。）とは、甲が平成30年12月26日発生の下記の交通事故（以下「本件事故」という。）を原因として、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）により受けた医療給付及び給付の制限について、以下のとおり協定する。

第1条（既給付分の支払）

甲は、乙に対し、乙が法58条1項により、甲の症状固定日（令和2年5月14日）の翌日から令和5年8月末までの間の介護（治療）費（食事代を含む。）として乙が給付した金員その他の費用として、金2,248万624円の支払義務があることを認める。

こちらの2,248万624円の内訳ですけれども、2ページの方の四角で囲まれた中のb)の方をご覧ください。

甲の症状固定日（令和2年5月14日）の翌日から令和5年8月末までの間の介護（治療）費（食事代を含む。）として乙が給付した金員として、乙が甲から支払を受ける額の総額が2,008万624円となっております。こちらの金額に、先ほどの和解案に示されました被告から広域連合に支払われる1,615万3,783円を加えますと3,623万4,407円となりまして、広域連合が最終的に請求してきた金額に合致する形となっております。

被害者からの支払金額には、こちらの他に調整金としての240万円が加えられております。

これは、裁判所から示されました被害者への損害賠償総額は、弁護士費用や遅延損害金等に代わるものとして調整金の名目で損害賠償額の1割程度が加えられ、併せての8,100万円となっております。

そして、こちらの損害賠償額の中には、既に広域連合が給付している2,008万624円が含まれているため、この給付額に対する調整金として、按分した240万円を加えて広域連合の方へ支払うというものになっております。

1ページの方にお戻りください。

第2条（給付の制限）につきましては、甲が本件事故に起因して令和5年9月以降に受ける療養に係る費用の総額が3,857万2,919円に達するまで、乙は、保険給付を行わないという内容になっております。

こちらの金額の計算根拠が、すいません、もう一度2ページの方になりますけれども、四角の中になっております。

まず、被害者が受ける損害賠償金のうち、症状固定日の翌日から平均余命までの将来介護（治療）相当額が、a)の6,251万6,491円となっております。こちらから先ほどのb)の広域連合の給付した令和5年8月までの総額と、c)の被害者自身が令和5年8月までの自己負担総額を除いた額がd)の3,857万2,919

円となっております。

なお、この金額を超えた日の翌日以降は、広域連合は給付を再開することを第3条で、また、被害者は、支払った療養費の金額を随時広域連合へ報告することを第4条でうたっております。

被害者とおちらの協定書を交わすことにより、広域連合が給付を行った治療費分の全額が回収できるとともに、調整金の収入は、広域連合が負担する訴訟費用の一部に充てることができることとなります。

以上が「議案第11号 訴訟上の和解について」の説明となります。

よろしくご審議お願いいたします。

●議長(木内吉英)

はい、事務局の説明が、終わりました。

これより、議案第11号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

19番河澄議員。

●19番議員(河澄保茂)

説明があったとは思いますが、ちょっとよく分からなかったのですが、もう一度お願いしたいのですが、この薄いほうのですね、2ページの(b)の方ですね、甲の症状固定日が、これは具体的に言いますと、ここ日付を見ますと、令和2年5月14日から翌年の5月8日ということでありますけれど、この症状固定日というのはどういう風な形で定められるものですか。それともう一点は、これ本来であれば保険会社が払うべきだと思うのですが、これ広域連合が払わなければならないようになったわけをちょっと教えていただけますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

はい、金子業務課長。

○業務課長(金子智奈美)

まず、症状固定日ですけれども、交通事故とかで例えばお怪我をされた場合ですと、お医者様の診断によって、これ以上は良くなるまいだろうという、ある程度のところで症状固定日という形で認定されます。それによって、それ以降については通常であれば保険給付をしないという形になります。それ以上は変わらないだろうということ。

ただ、今回の方の場合につきましては、先ほども申しましたとおり寝たきりになってしまっており、一生涯医療が必要な場合については、その状態になった事故の因果関係とその他こちらの方で医療を続けなければならないという状況等を裁判、訴訟をしまして、認められればそれ以降の医療費を支払っていただけるという形になります。ご本人につきましても、寝たきりで医療を受けなければそのまま症状が悪くなってしまおうという方で、生涯医療が必要な方となっていますので、こちらの方では引き続き医療費を払っていかなければならないということで、損害賠償の請求をしていくということで、裁判を起こしたような次第でございます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

山下担当リーダー。

○保健事業担当リーダー(山下慎介)

続きまして、広域連合で医療給付をすることになった経緯についてご説明いたします。

本来そもそも第三者行為と言いまして、交通事故等第三者の起因するものにつきましては自由診療と言いますか、保険証を使わないことが基本ですが、第三者行為の届出と呼んでいるのですが、広域連合へ届出いただければ第三者の加害をされたものであっても、保険証を使用することができるということになっております。これは高齢者の医療の確保に関する法律というところに明記されておまして、これは後期高齢者医療だけでなく、協会けんぽ等の健康保険や国民健康保険、全ての医療給付に関する保険証に関しまして、統一した枠組みとなっております。

この方につきましても、そういった第三者行為の届出がされました。届出されたことにつきましては、拒否するということはできないということになっておりますので、この届出によりまして、医療給付をした次第となっております。

●議長(木内吉英)

他に質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

18番小林議員。

●20番議員(小林和良)

この結局和解ということで決着がつくのですが、この金額は結局、保険会社というか加害者が加入していた保険会社が支払うことになると思います。そうすると、これは保険会社としては前例となって次回このようなことが起きた時に、例えば、同じようなことがまた起きた時に、我々としては同様なことをする必要はあるのか。前例として、このまま次回からはこのような裁判までは起こさなくていいことになるのか、教えてください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(木内吉英)

はい、金子業務課長。

○業務課長(金子智奈美)

はい。出来れば私共も訴訟はしたくありませんでしたが、このような事例があれば、今後も医療費の増加もございますので、求償を求めていく姿勢ではございます。

ただこのような形で、できれば和解と言いますか、裁判へ至る前の和解で、こちらの方の給付をもらえるような形で話をしていきたいと思っております。

ただどうしても損害保険会社の方でそちらの方がちょっと認められないということであれば、同じように訴訟をしていかなければならないかなと思っておりますが、この場合どうしても被害者の方がいらっちゃって、そちらの方の代位という形になりますので、被害者の方と足並みをそろえていかないと、被害者の方でそこまでしないという形になりますと、私共の方で勝手にというのも中々ちょっと難しいところもあります。

今後もこのような件数増えていくのではないかと思っておりますが、医療費の確保という観点からもやっていきたいと考えております。以上でございます。

●議長(木内吉英)

他に質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長(木内吉英)

はい。質疑を終わります。よって、質疑は終結し、討論に移りたいと思います。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長(木内吉英)

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号「訴訟上の和解について」は、原案のとおり認定することに、賛成の議員の挙手を求めます。はい、挙手全員でございます。よって、「議案第11号」は、原案のとおり認定されました。

【条項、字句等の整理】

●議長(木内吉英)

これをもちまして、本定例会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしました。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任したいと思います。

お諮りいたします。これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声あり』

●議長(木内吉英)

異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することと決定いたしました。

【閉会】

●議長(木内吉英)

ここで、閉会にあたり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会は、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。

心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、「令和5年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後3時45分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議会議長 木 内 吉 英

署名議員 金 丸 三 郎

署名議員 米 山 久 志